

事業目的・概要

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響に鑑み、経済的な負担の軽減を図るため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、全市民を対象として、4,000円分のデジタルポイントを給付する。

デジタルポイントについて

取引履歴を決済事業者のサーバで管理し、有効期限を設けることができ、かつ、スマートフォンなどの電子機器を利用して、プッシュ型での給付が可能であるもの。
例) デジタルギフト、電子商品券、電子マネー等

⇒具体的な手法については、プロポーザルにより検討。

事業内容

1. デジタルポイント給付

対象者：基準日において、成田市の住民基本台帳に記録されている者 等

(基準日=令和8年1月22日（予算成立の日）)

【参考】令和7年12月末住民基本台帳人口 133,302人

給付額：1人当たり4,000ポイント（1ポイント=1円相当）

有効期限：令和8年7月30日（給付開始日から起算して2か月を経過した日）

2. コールセンター運用

対応期間：給付開始日から有効期限満了日まで（土・日・祝日を含む）

対応事項：デジタルポイントの受取・利用方法に関すること

電子機器を未所持の方への対応や代理給付等に関すること 他

今後のスケジュール

令和8年2月2日	プロポーザル募集開始
〃 3月中旬	業務委託契約の締結
〃 5月中旬	デジタルポイント案内通知送付・給付開始
〃 7月下旬	デジタルポイント有効期限（給付開始から2か月程度）
〃 11月末頃	事業完了

給付イメージ

例1 デジタルギフトを活用する場合

- ① 市から郵送された 案内書面を受け取る
- ② 案内書面のQRコードを スマホで読み取り
- ③ デジタルポイントを 好きなギフトに交換



例2 電子商品券を活用する場合

- ① 市から郵送された カードを受け取る
- ② カードからスマホに ポイントをチャージ
- ③ スマホまたはカードで QRコード決済



事業実施にあたってのポイント

（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 地方公共団体職員向けQ&A P22）

- ◆ 商品券等の未換金相当額等が換金等の事務を委託している者（商工会等）に 滞留している場合は、未換金相当額等を地方公共団体に返還せること。
- ⇒ 期限を設け、使用実績を適切に把握できるスキームでの給付が必要。